

八戸市総合計画等推進市民委員会の運営の基本的事項（案）

八戸市総合計画等推進市民委員会の審議経過を広く市民に周知するとともに、会議の円滑な進行を図る観点から、市民委員会の運営に関する基本的な事項を次のとおり定める。

1. 会議は公開とする。
2. 傍聴者は、会議で発言することはできない。
3. 会議における発言は議事録として記録される。
4. 議事録は公開する。